

白岡市学校給食用物資納入業者参加資格審査申請要領

1 趣 旨

白岡市学校給食委員会における白岡市学校給食用物資納入業者の選定資料とするため、白岡市学校給食用物資納入業者参加資格審査申請について、必要事項を定めるものである。

2 納入条件

- (1) 学校給食が児童・生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (3) 指定した納入期日及び納入時間を厳守し、指定した場所に納入する際、検収は必ず学校担当者と相対で行うこと。

原則、特に時間指定等がない場合、納入時間は午前7時から午前8時30分までとする。

(衛生上及び学校安全上、午前7時前の納入を禁止します。)

※ ただし、当日使用しない物資（乾物や調味料等）の納入については、午後3時30分までとする。

- (4) 仕入れ及び製造加工等があり、新鮮で良質な物資を学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- (5) 品質管理が確実に行われ、仕入れ・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されていると共に、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (6) 従業員の保菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157））を保健所の指示により、定期的（月1回）に実施し、検査結果を1か月以内に書面で報告すること。
- (7) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を有していること。
- (8) 納入物資の詳細については、「白岡市学校給食用物資納入仕様書」のとおりとする。

3 申請に必要な書類

- (1) 白岡市学校給食用物資納入業者参加資格審査申請書
- (2) 添付書類
 - ア 取扱品目表
 - イ 営業経歴書
 - ウ 食品衛生監視票
 - エ 従業員の検便成績表

4 申請書の受付

白岡市学校給食用物資納入を希望する場合は、**毎年5月31日まで**に、「白岡市学校給食用物資納入業者参加資格申請書」及び添付書類を白岡市役所2階教育総務課（〒349-0292白岡市千駄野432番地）に提出してください。

- ※ 持参の場合：土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分
郵送の場合：必着

5 決定・契約締結

手続き	内 容
1 提出書類の受付	受付後、提出書類の内容等を確認します。不明な点があった場合は、担当者宛に連絡をさせていただきます。提出書類の修正や追加提出を求める場合がありますので、御了承ください。
2 納入業者の決定	申請書受付期限までに申請があり、要件を満たした業者を白岡市学校給食委員会にて審査し、7月上旬を目途に翌年度の契約者を決定します。
3 契約締結	契約が決定した業者に、8月上旬を目途に「白岡市立小・中学校給食用物資売買契約書」を配布しますので、9月末までに提出してください。

6 納入場所

ア 小学校

学校名	住 所	電話番号／F A X
白岡市立篠津小学校	白岡市篠津2644番地	0480-92-1503
		0480-92-1538
白岡市立菁莪小学校	白岡市上野田101番地1	0480-92-1702
		0480-92-1721
白岡市立大山小学校	白岡市荒井新田339番地	0480-97-0627
		0480-97-0677
白岡市立南小学校	白岡市小久喜524番地1	0480-92-5642
		0480-92-5646
白岡市立西小学校	白岡市西6丁目3番1	0480-92-1405
		0480-92-4496
白岡市立白岡東小学校	白岡市新白岡2丁目28番地1	0480-92-5521
		0480-92-3006

イ 中学校

学校名	住 所	電話番号／FAX
白岡市立篠津中学校	白岡市篠津 2 6 1 7 番地	0 4 8 0 - 9 2 - 1 5 0 8
		0 4 8 0 - 9 2 - 1 5 5 1
白岡市立菁莪中学校	白岡市下野田 9 2 7 番地	0 4 8 0 - 9 2 - 1 7 0 6
		0 4 8 0 - 9 2 - 4 4 3 8
白岡市立南中学校	白岡市千駄野 3 5 6 番地 1	0 4 8 0 - 9 2 - 1 6 2 1
		0 4 8 0 - 9 2 - 1 6 0 1
白岡市立白岡中学校	白岡市白岡 1 6 4 7 番地 1	0 4 8 0 - 9 3 - 2 7 7 1
		0 4 8 0 - 9 3 - 2 7 7 2

7 契約期間

4 月 1 日 から 翌年 3 月 3 1 日 まで（1 年間契約）

8 衛生管理の徹底及び衛生検査等に係る報告

学校給食用物資納入業者として参加を希望する業者は、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施するべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底のこと。

また、教育委員会及び食材納入先である学校から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出のこと。

9 契約の解除

食材の仕入れから製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていない場合や、複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合、著しく品質の劣る物資を納入した場合、必要な検査や報告を行わない場合、納入条件を満たせなくなった場合等、白岡市の学校給食用物資納入業者として適格性を有しないと判断された場合は、物資納入業者としての契約を解除する場合がある。